

原告側の西田氏尋問終る

「排水」で苦しい答弁

証人退廷 “わびろ” 患者ら要求 時に混乱

水俣病裁判

水俣病裁判の第二十二回口頭弁論は前日に続き、十七日午前十時から熊本地裁民事三部斎藤次郎裁判長係りで続開。元新日鐵水俣工場長の西田栄一氏(68)に対する原告側の十四回目の尋問が行なわれ

た。原告側は前日に引き続き、アルテヒド工場の排水処理と、熊本の水俣病研究に対する「妨害」を取り上げて西田証人にするべく迫った。証人として入鹿山且郎前熊本衛

生学教授の「水俣病の経緯と当面の問題点」(「公衆衛生」二十四年二月十五日発行)の論文を提出、「入鹿山教授の研究によれば、水俣湾の水銀汚染は四十三年五月、チツソがアルテヒド生産を

を出したため、患者側が強制服警官の人がぎに守られて発車した。西田氏の車の前にすり込んだ。近くで待機中の機動隊二十五人が排除にかり、告発する会員と



正門前にすわり込んだ告発する会の会員たちを排除する機動隊員。

西田証人は「論文は認めるが、流しっぱなしにはしていない」と前日同様苦しい答弁に終始した。これで、原告側の西田氏への尋問は終了、次回十月十四、十五日は被告側が反対尋問を行なう。またこの日、来年三月までの日程が決まった。十一月以降の日程は次の通り。

せりあいがあつた。このあと告発する会は裁判所に対して「水俣病発生の直接責任者である西田元工場長が患者さんにわびるのは当然。裁判所はなぜそれを妨害するのか」と木田代表らが抗議した。

延後、退廷しようとする西田証人に対して水俣病を告発する会の代表が「患者さんたちに一言おわびを言え」と申し入れたが、会杜側はこれを拒否した。裁判所側が混乱をさげようと構内にいた告発する会員や患者家族に退去命令

を付した。十一月十一、十二日▽十二月九、十日▽一月二十、二十一日▽二月十七、十八日▽三月十六、十七日。

過失立証のヤマ越す

西田証 原告側を有利に導く

解説

十四回にわたった西田証人への原告側尋問が終わり、水俣病裁判は「過失立証」というヤマを越えた。証人第一号に被告会社の直接責任者という「敵性証人」をぶつつけたのは立証方法としても異例だが、同一人が十四回、時間にして六十時間以上も証言台に立ったのは前代未聞のことである。

西田証言がこれほど長くなったのは、水俣病発生当時の工場長という直接の最高責任者を通じて、チツソの過失をあらゆる角度から浮き彫りしようとしたためで、西田証人によって、原告側の過失立証の骨子はほぼ出つくしたとみられる。それは原告弁護団の中に「これで八〇割はすんだ」とする意見があることでもよくわかる。

西田証人の主尋問を終えて原告側弁護団は「予期以上の成果があ

った。とくに会社側が何の事前調査もせずに工場廃液を流し、さらに異変が起きた後も看視、調査を怠ったばかりか、効果的な排水処理もしなかったことが明らかになった」と西田証言を評価している。

しかし弁論を傍聴しての印象では、原告側の追及が鋭かったのは①ネコ実験、とくにネコ四〇〇号前後②会社が出した反論書③原因爆薬説④排水経路―など三十四年前後のチツソの企業体質に関して、この追及では西田証人はしばしば絶句し、原告のいう「チツソの犯罪性」が浮き彫りにされた。半面チツソ工場そのものの危険性（予見可能性）企業の注意義務の点では、物足りない感じを受けた時もあった。もちろん、これは「敵性証人」相手の立証という限界があるわけで、原告側があくま

で否認する証人に「イエス」と言わせようとした時など、斎藤裁判長が「裁判所はメクラではないから、そのへんをいいでしょう」とさとしたことなどを考え合わせると、証言外にあるニュアンスを含めて、西田証言は原告側をかなり有利に導いたといえよう。

原告は今後、元技術部長の徳江毅氏のと、チツソ従業員、水俣漁民などを証人に申請、チツソ工場の危険性を外側から固める方針。これに対し被告側は西田氏の反対尋問で①予見可能性がなかったこと②注意義務を果たしていたことを立証するとともに、三十四年の見舞い金契約をたてに「補償終了」を主張するものとみられ、原告側としても楽観は許せない。